

目次

①	設置の趣旨及び必要性	P. 2
②	学部・学科等の特色	P. 8
③	学部・学科等の名称及び学位の名称	P. 10
④	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 10
⑤	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P. 14
⑥	実習の具体的計画	P. 16
⑦	取得可能な資格	P. 22
⑧	入学者選抜の概要	P. 22
⑨	教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	P. 24
⑩	研究の実施についての考え方、体制、取組	P. 26
⑪	施設、設備等の整備計画	P. 27
⑫	管理運営	P. 28
⑬	自己点検・評価	P. 29
⑭	情報の公表	P. 31
⑮	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P. 32
⑯	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	P. 33

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の社会的背景及び設置の趣旨

本学教育学部では、九州の中央に位置する総合大学・研究大学の教員養成部門として、また、九州地区で唯一、義務教育に必要とされる全ての教員養成機能（特別支援教育及び養護教育を含む）を有する教育学部として、他大学の教育学部にはない強みを生かし、新たな時代の教育の担い手となる優れた教員を養成することを目指し、令和8（2026）年度に改組を行う。

養護教諭養成は、全国的に広域養成の制度がとられており、九州、四国、中国地方においては、看護科や福祉関係等の学部・学科において、一部の希望者に副専攻として養護教諭養成教育を行っている大学は存在しているが、養護教諭養成を専門とする養成機関は、熊本大学と岡山大学にのみ設置されている。従って、本学教育学部養護教育養成課程は、4年制の養護教諭養成専門機関としては、九州唯一の存在である。本学は、養護教諭が4年制大学で養成されるようになった昭和50年当初から養護教諭養成課程を設置し、以来半世紀となる歴史と伝統を有している。本学を卒業し養護教諭となった者は1500名を超え全国に養護教諭を輩出している。上述したように養護教諭の免許を取得できるコースは、教育学部以外の学部、学科にも存在するが、当課程は、教育職である養護教諭の養成を目的として教育学部の中に設置され、しかも、医学部、大学病院をもつ大学に所属している、というのが大きな特色であり、その強みを活かして、養護教諭養成を行っている。

そもそも養護教諭という存在は、日本独特の制度であり、欧米諸国における、看護・医療職としてのスクールナースの機能とは異なり、医学的看護学的素養を有した教育職員として、子供の心身の健康の保持増進や成長発達を支援し自己実現に寄与する教育者である点が特徴的である。この医学的・看護学的な側面と教育学の両面をカリキュラム的に高いレベルで身につけさせる養護教諭養成を行なっている養成機関は、日本全体を見ても数少ない。具体的には、医学、看護学の領域では、講座スタッフに加えて医学部、大学病院のスタッフの協力も得ながら、医学、看護学の各科目領域において、長年その科目領域の大学教育にあたってきた専門家による基礎から臨床までの体系的な教育を行っている。また、実習においても学部内、附属学校、大学病院などでの実践的な教育を行っている。食物アレルギー対応やAEDの使用、子供の心身のケアや保護者との連絡連携などを含めた安心安全を提供する包括的な学校救急処置活動、近年増加している医療的ケア児や特別な支援を要する子供への対応にも力を入れている。同時に養護教諭免許だけでなく、中学・高校の保健科教諭免許の取得を学生全員に指導し、他の多くの養護教諭養成コースでは行われていない保健教育が担える教育者（授業者）養成としての充実した教育を行っている。教職科目においても、教育学部の多くの教職領域の専門教員が教育にあたっている。この医療者的な側面と、教育者的な側面をバランスよく身につけた人材は、学校現場において子供の現代的健康課題解決のため非常に貴重であり、学校保健における個別最適な支援や協働的な学びの面でも、地

域において養護教諭のリーダーとして活躍する人材となっている。

今後、社会がますます複雑化するとともに、我が国の国際化とともに、多様な背景を持つ子どもたちが増加し、また海外から新たな感染症が今後も繰り返しもたらされる（日本学術会議 令和5年9月28日発表 見解「高リスク感染症予防対策を進める必要がある」参照）と予想されることや自然災害等予測困難な時代が懸念される中、熊本大学教育学部養護教諭養成課程が養成する養護教諭は、多様な人材と最先端のカリキュラムで養護教諭養成を実践する牽引役として、その重要性はますます高まっていく。

現場の養護教諭は大規模校においても2人配置であるが、多くの小中学校では養護教諭は1人配置である。他の領域の教諭の場合は、同じ科目を担当する教諭が校内に複数勤務していたり、生徒指導の領域などではお互いに相談できることも多い。しかし、養護教諭の場合は、専門性がかなり高く、校内の他の領域の教員ではほとんど経験することのない問題への対処を迫られることも稀ではない。そのため養護教諭が学校内で専門的なアドバイスを受けることはなかなか困難であることから、相談先として、養護教諭に関係が深い各領域の専門スタッフを備えた養護教諭養成専門機関が存在することの意義は極めて大きい。

（2）養成する人材像

幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的に、養護教諭養成課程では、広い視野、深い教養と思いやりの心をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭を養成する。

（3）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

◆人材育成の目的・学位授与の方針

教育学部は、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的とします。

養護教諭養成課程では、広い視野、深い教養と思いやりの心をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭を養成します。そのために、健康相談活動を含む健康管理、健康教育に必要な知識・技術を修得する養護専門科目、及び発展途上にある子どもたちを専門的立場から理解し、教育方法等の理論と技術を修得する教職専門科目を学びます。これにより養護教諭養成課程では、子どもと教育に対する幅広い関心を持ち、論理的思考力を身に付けた高度の教育実践力、子どもの心身の健康課題への対応力を備えた養護教諭の養成を目標としています。

このことを踏まえ、教育学部の学修成果、及び以下に示す大学が定める学修成果を達成すべく編成・実施された教育課程において、教養教育では幅広い分野の知識、分野の特性に応じた知識・能力を身に付けるとともに、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身に付け

た者に、学士（教育学）の学位を授与します。

1. 発達途上にある子どもたちの体と心の問題に対して、専門的な立場から理解し、実践的に対応・指導できる。
2. 健康管理、健康教育、健康相談活動に関する専門的知識を身に付け、課題を分析し、解決するために活用できる。
3. 子どもたちの体と心の諸問題を広い視野で多面的に捉え問題を解決することができる。
4. 学校内外の人たちと、協働しながら解決していくためのコミュニケーションができる。

熊本大学が定める学修成果

豊かな教養

- ・健康管理・健康教育の推進に必要な人文科学・社会科学、自然科学・生命科学に対する一般的な知識と理解を持っている。
- ・健康管理・健康教育の推進に必要な知を高めていく主体的な学習態度が備わっている。

確かな専門性

- ・子どもの心身の健康課題に取り組むための健康管理・健康教育に関連した、幅広い看護、医学、公衆衛生、保健、健康相談等の基本的知識と技術を身に付けている。
- ・保健科教員としての力量を有し、学校現場において児童生徒の心身の健康教育を行う中心的役割を果たす能力を備えている。
- ・養護学的前提・基礎となる基本知識・技能を身に付けている。
- ・養護学の最新動向について把握している。
- ・養護学的前提となる基本的理論・概念及び、その研究方法について理解している。
- ・養護学の中の保健教育に関する最新情報・データを分析し、課題設定と解決法を見出すことができる。
- ・健康相談活動・保健指導・看護の実践を学び、研究的視点・分析・解決の方向性を説明することができる。
- ・学内外の実習及び臨地での体験を通して、応用や問題解決の技能を身に付けている。

創造的な知性

- ・文献の読解力を身に付け、その要点をつかめる。
- ・分析結果に基づいた論理的考察、概念化能力を身に付けている。
- ・情報収集・分析方法を学習し、研究課題設定・解決能力を身に付け、発表・討議により考えを深めることができる。

社会的な実践力

- ・研究グループの中で討論し、分かりやすい発表を行うことができる。
- ・グループ内討議・発表を行うことができる。
- ・ロールプレイ、グループ活動、ディスカッション、シェアリング、プレゼンテーションな

どの方法を取り入れることができ、それを通じてチームワーク、対人関係・コミュニケーション能力、倫理観を身に付けている。

- ・児童生徒への対応能力を身に付けている。
- ・衛生・公衆衛生教育を通し、市民性・公共心、社会参加意欲を身に付けている。
- ・施設・病院・学校等の臨地における実習を通し、養護教諭としての実践的能力を身に付けている。

グローバルな視野

- ・英語の文献を読解し、研究に活用するとともに英語の活用能力を高め、国際的な健康に関する課題、価値観や文化を理解し、国際的な視野の中で考察する力を身に付けている。

情報通信技術の活用力

- ・研究の分析結果及び発表のプレゼンテーション作成を通じて、社会生活に求められる情報通信技術を十分に活用することができる。そのために必要な知識・技能・倫理を身に付けている。

汎用的な知力

- ・卒業研究をまとめ論文化していく過程において、文章表現の技能や数的処理能力を身に付けている。
- ・国内海外問わず様々な文献を精読することができる。
- ・調査研究等において、高度なデータの集計や処理の方法について理解している。
- ・専門分野だけでなく社会生活の基盤としてこれらの知力を身に付けている。

(4) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本養護教諭養成課程の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、効果的に学修成果を上げるために、教養教育科目と専門教育科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成します。

① 教育課程の編成

教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目から構成する。

1. 教養教育科目については、教員等に求められる資質能力を高めるために、豊かな人間性の基盤となる広い視野と深い教養を身に付ける科目を配置します。
2. 養護教諭に求められる資質能力を高めるために、必要な知識・技術を学ぶ専門科目、及び発達途上にある子どもたちを専門的立場から理解し、教育方法等の理論と技術を修得する教職専門科目等から総合的に学修することができる。
3. 保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動に当たる養護教諭に必要な専門的内容について体系的、段階的、個別的にバランスよく学修することができる。
4. 4年間にわたる学修の集大成として、学生自ら定めた研究課題について取り組む卒業

研究

②教育の実施体制

1. 授業科目の教育内容ごとに、その分野の授業を行うのに適した専門性を有する教員が講義を担当し、科目によっては多面的・多角的な考察を可能とするために複数の担当教員を配置します。
2. 順序立てて体系的な知識や理論、技法を学べるように、授業科目の学年配当などを工夫するとともに、教員同士で相互に連携して担当科目間の一貫性を確保します。

③教育・指導の方法

教育課程においては、各科目の目的及び学修目標に応じ、講義・演習・実習等の様々な方法・形態により授業を実施し、学生が主体的・能動的に学び、人材育成の目的及び学位授与の方針に相応しい資質・能力を身に付けることができるよう科目を配置します。

④学修成果の評価

カリキュラム・ポリシーに沿って実施される各授業科目の学修成果、取得単位数、GPA及び外部試験の得点等を可視化することによって、教育課程全体を通した学修成果の達成状況を測定・評価します。

学修成果の評価は、各科目の目的及び学修目標を踏まえ、科目毎にシラバスに示す評価方法・基準により、筆記試験、レポート、講義・演習・実習等への積極的な参加等により行うものとし、公正かつ的確に実施します。

(5) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

◆求める学生像

養護教諭養成課程では、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 養護教諭を目指す強い意志と情熱を持ち、子どもの心身の発達、健康課題、健康管理、健康教育に関心を有する人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科（例えば国語・数学・外国語等）の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人
3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人
4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

◆入学者選抜の基本方針

養護教諭養成課程では、大学入学までに身に付けておくことが期待される資質・能力として、心身の健康教育を中心とする子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

- ・ 一般選抜では、大学入学共通テストを課すとともに、個別学力検査等で、国語、数学、外国語、面接等のうちから必要な科目を課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職（養護教育）への意欲を総合的に評価し、選抜を行います。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価します。
- ・ 学校推薦型選抜Ⅱでは、大学入学共通テストを課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能を評価するとともに、調査書や推薦書等を参考にしながら、コースの特性を踏まえた面接を実施し、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職（養護教育）への意欲を総合的に評価し、選抜を行います。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価します。
- ・ 総合型選抜（私費外国人留学生入試）では、日本学生支援機構が実施する日本留学試験を課すとともに、個別学力検査等で国語、数学、外国語、面接等のうちから必要な科目を課し、各教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職（養護教育）への意欲を総合的に評価し、選抜を行います。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価します。

（６）３つのポリシーの関係性

養護教諭養成課程のディプロマ・ポリシーでは、教育学部は、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的とし、養護教諭養成課程では、広い視野、深い教養と思いやりの心をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭を養成するとしている。

この目的を達成するため、カリキュラム・ポリシーでは、本養護教諭養成課程の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、効果的に学修成果を上げるために、教養教育科目と専門教育科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成し、アドミッション・ポリシーでは、「養護教諭を目指す強い意志と情熱を持ち、子どもの心身の発達、健康課題、健康管理、健康教育に関心を有する人」、「自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科（例えば国語・数学・外国語等）の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人」、「子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人」、「必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人」を求めている。

以上について、3 ポリシーの関係性を【資料1：教育学部養護教諭養成課程 養成する人材像及び3つのポリシーの相関】で示す。

2. 学部・学科等の特色

本課程では、本改組計画を実施することにより、新たな時代の教育の担い手となる優れた教員を養成するための特色ある教育を行うことを目指している。社会全体が持続可能性を持って発展して行くために解決すべきグローバルな共通課題（SDGs）を教科横断的に学習することが改組後の新しい教育プログラムの特徴となるが、初等教育（幼児、児童）と中等教育（生徒）とのあいだでは発達程度により学習の拡がり方や深まり方は異なる。認知発達の観点から見れば、感覚運動的な思考の段階から、具体物の操作を通じた思考の段階、さらには記号の世界（テキストや数式）による形式的(抽象的)思考の段階への移行が予想される。一方、持続可能な社会の発展のための課題をバックカスティングの思考の観点から分析するならば、解決思考の時間的間隔が、直近、短期、長期（解決目標のない予想）、長期（解決目標のある予想）へ質的に変化することが予想される。さらには、地域によって取り組むべき喫緊の課題は異なり、世界共通の解決課題を理解しながら、地域に特化した優先課題を地域にとって最善の方法で解決して行くことが求められる（global thinking & local solution）。社会全体に大きな変化が生まれるか否か、SDGs17の開発目標に係る個々の課題は、一人ひとりにとってどのような意味があるのか（個人にとって、家族にとって、公共機関にとって、地方自治体にとって、国にとって、世界にとって等）、あるいはどのような解決を望むのか（社会的解決、経済的解決、技術革新的解決）その理解の幅や深さは多様である。

以下、改組後の本課程における教員養成の特色（改組の理念・目的）として、1. 理論と実践の往還及び習得・活用・探究のサイクル、2. チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の養成について述べる。

（1）理論と実践の往還及び習得・活用・探究のサイクル

いつの時代にも学校教員に求められるものとして、的確な児童・生徒理解に基づき、教科指導、児童・生徒指導、学級経営などを行う力がある。そのような力を効果的に養うためには、教育学部・教職大学院・附属学校園の一体的運営や地域の教育現場との密接な連携に基づき、学部段階から理論と実践の往還や習得・活用・探究のサイクルを意識した教員養成を行っていく必要がある。

本学の教職大学院では、令和7年度にコースの追加を行い4つのコース（学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース、特別支援教育実践高度化コース、教育の国際化実践高度化コース）を設けた。本改組計画では、拡充後の教職大学院を連携の中心（ハブ）と

して、附属学校園や地域の教育現場との連携を一層強化し、「理論と実践の往還」や「習得・活用・探究のサイクル」を実際に経験させることに主眼を置いた教員養成の実現を目指す。

具体的には、協力校における「教育実習」前に、多くの臨床科目講義や、大学病院などでの臨床実習により、保健室での児童生徒への対応などに必要な実践的な医学、看護学を学ぶ必要性から、協力校における「教育実習」は、3年次後学期に行う。また、「教科及び教科の指導法に関する科目」については、「教科の指導法」と「教科に関する専門的事項」の授業内容（いわゆる教科教育と教科専門）を相互に関係づけ、授業実践とその省察に活かすことができるよう、開講年次や授業内容を見直す。

また、養護教諭養成にあたり、従来から、現役の医療従事者である多くの医学部、大学病院の教員、病院看護師に講義を行なってもらうことにより、現在の実地医療に即した、最新の医学、看護学の講義を行っている。

（２）チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力の養成

さらに、地域の教育現場では、児童・生徒の学力向上に加え、小中一貫教育の導入、特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、近年の大規模災害や感染症の流行等への対応等、多くの課題が山積している。このような課題を解決していくためには、「教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること」（中央教育審議会教育課程企画特別部会論点整理（平成27年））により、学校外の専門家を含めた「チームとしての学校」を実現していく必要がある。

この点では、本課程には、長年にわたって地域の教育現場や関係諸機関と連携し、不登校児童・生徒への支援、学校や社会教育施設でのイベント開催、産学官連携（熊本大学、熊本県立大学、熊本市、NTTドコモ）に基づく教育情報化推進、被災地における学習支援などを継続してきた強みがある。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学校現場で遠隔授業やICT活用のニーズが急速に高まる中で、教職大学院や附属学校を中心に、いち早く遠隔授業の実施に関するオンライン研修（Zoomミーティング）等を開始し、遠隔授業用コンテンツを開発・提供した実績がある。

本改組計画では、以上のような地域の教育現場や関係諸機関との連携に基づく活動と教員養成カリキュラムを有機的に関連づけることにより、「チームとしての学校を実現するために必要なコーディネート力、コミュニケーション力」を養う機会を一層充実させることを目指す。具体的には、各専攻に共通する「教育の基礎的理解に関する科目等」において、「生徒指導と学校カウンセリング」「教育相談の理論と方法」について関係する内容を取り扱う。さらに、1年次後学期の「熊本・学びの最前線」において、熊本県・市におけるチーム学校に関連する最新の取組を知る機会を設ける。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

養護教諭の養成を主たる目的とする課程として、名称は教育学部養護教諭養成課程 (Institute of School Health Teacher Education, Faculty of Education)、学位の名称は学士 (教育学) (Bachelor of Education) とする。これらの名称は教員養成に関する学部及び課程、学位の名称として広く用いられているものであり、その英語表記も一般に通用しているものである。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

本課程では、人材養成目的及び学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に加え、本改組計画の理念・目的を踏まえ、以下の (1) のとおり教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー)を定める。また、(2) では教育課程の編成とその理由について、(3) ではカリキュラムマップ (人材養成像や学位授与の方針と教育課程の編成方針の対応)について、(4) では教養教育の実施方針及び教育課程編成上の工夫について述べる。

(1) 教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

本養護教諭養成課程の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を踏まえ、効果的に学修成果を上げるために、教養教育科目と専門教育科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成します。

① 教育課程の編成

教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目から構成する。

1. 教養教育科目については、教員等に求められる資質能力を高めるために、豊かな人間性の基盤となる広い視野と深い教養を身に付ける科目を配置します。
2. 養護教諭に求められる資質能力を高めるために、必要な知識・技術を学ぶ専門科目、及び発達途上にある子どもたちを専門的立場から理解し、教育方法等の理論と技術を修得する教職専門科目等から総合的に学修することができる。
3. 保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動に当たる養護教諭に必要な専門的内容について体系的、段階的、個別的にバランスよく学修することができる。
4. 4年間にわたる学修の集大成として、学生自ら定めた研究課題について取り組む卒業研究

② 教育の実施体制

1. 授業科目の教育内容ごとに、その分野の授業を行うのに適した専門性を有する教員が講義を担当し、科目によっては多面的・多角的な考察を可能とするために複数の担当教

員を配置します。

2. 順序立てて体系的な知識や理論、技法を学べるように、授業科目の学年配当などを工夫するとともに、教員同士で相互に連携して担当科目間の一貫性を確保します。

③ 教育・指導の方法

教育課程においては、各科目の目的及び学修目標に応じ、講義・演習・実習等の様々な方法・形態により授業を実施し、学生が主体的・能動的に学び、人材育成の目的及び学位授与の方針に相応しい資質・能力を身に付けることができるよう科目を配置します。

④ 学修成果の評価

カリキュラム・ポリシーに沿って実施される各授業科目の学修成果、取得単位数、GPA及び外部試験の得点等を可視化することによって、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を測定・評価します。

学修成果の評価は、各科目の目的及び学修目標を踏まえ、科目毎にシラバスに示す評価方法・基準により、筆記試験、レポート、講義・演習・実習等への積極的な参加等により行うものとし、公正かつ的確に実施します。

(2) 教育課程の編成とその理由

1) 科目区分

本課程で履修させる授業科目の科目区分は、次のとおりである。

教養教育科目	基礎科目	外国語科目	
		情報科目	
	リベラルアーツ科目、現代教養科目、Multidisciplinary Studies等		
専門教育科目	専門科目	教育の基礎的理解に関する科目等	
		養護に関する科目及び教科の指導法に関する科目	養護に関する科目
			教科の指導法
		大学が独自に設定する科目	
		卒業研究	

このうち、教養教育科目の区分は、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探究能力を備えた人材の育成を目的とし、7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）の達成を目標とする本学の学士課程全体の方針に即して設定されている。また、専門教育科目の区分は、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭等の養成を目指す本課程の人材養成目的及び学位授与の方針、教育課程の編成方針を踏

まえ、教育職員免許法の規定に即して設定する。

2) 科目構成、必修・選択・選択必修の区別、単位数、開講年次等

本課程の専門教育科目の科目構成、必修・選択・選択必修の区別、単位数、開講年次等は、人材養成目的及び学位授与の方針、上記教育課程編成の方針並びに教育職員免許法の規定に鑑み、【資料 2：養護教諭養成課程の科目構成、単位数、配当年次】のとおりとする。科目構成、必修・選択・選択必修の区別、単位数、開講年次等の詳細な設定理由については、以下の 3) で人材養成目的及び改組の理念・目的との関係を踏まえ説明する。

3) 人材養成目的及び教育上の目的との関係

本課程では幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的とする。そのため、1～3 年次に必修科目から順次開講される「教育の基礎的理解に関する科目等」において、学校教育全体の基本となる児童・生徒理解や生活指導、カウンセリングに関する知識・理解を深めさせる。1～3 年次に開講される「養護に関する科目」においては、養護教諭に必要な臨床医科学・看護学や教育保健（学校保健、養護学概論、健康相談活動、公衆衛生学等）の各分野に関する知識・理解を深めさせるとともに、「教科の指導法」において保健科の指導方法を学ばせ、養護実習の前後には、理論面・方法面の知識・理解と実習での経験とを相互に結びつける指導を行う。また、大学病院などでの「臨床実習」により、実際の医療現場において、医学、看護学について実践的に学ばせる。

また、「大学が独自に設定する科目」のうち「熊本・学びの最前線」においては、学校現場で活用できるプレゼンテーションに関する知識・技能の獲得と探究活動やプログラミング的思考の育成等に関する演習機会を提供する。

(3) カリキュラムマップ（人材養成像や学位授与の方針と教育課程の編制方針の対応）

本課程のカリキュラムマップは【資料 3】のとおりである。また、【資料 3】に示すとおり、このカリキュラムマップは、学位授与の方針及び教育課程の編成方針の要件を満たすよう構成されている。

(4) 教養教育の実施方針及び教育課程編成上の工夫

本課程入学者に履修させる授業科目のうち、教養教育科目の各科目区分に属する科目については、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探究能力を備えた人材の育成を目的とする本学の学士課程全体の方針に基づき、本学が定める 7 つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）達成すべく編成・実施された教育課程の一環と

して、大学教育統括管理運営機構が定める「教養教育科目の各科目群の実施方針」【資料4】に従い実施されている。

また、本課程入学者については、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭等の養成を目指す本課程の人材養成目的及び学位授与の方針に鑑み、教養教育の卒業要件単位を下表のとおり定める。

科目区分等		卒業要件 単位数
基礎科目	必修外国語科目	7
	情報科目	4
教養科目	リベラルアーツ科目	12
	現代教養科目	
	Multidisciplinary Studies	
	キャリア科目	
	開放科目	
	体育・スポーツ科学科目（教養）	1
教職科目	体育・スポーツ科学科目（教職）	1
	日本国憲法科目	2
計		27

（５）主要授業科目の設定の考え方

養成する人材像及びディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、卒業要件を満たすために設定した専門教育科目の「必修科目」及び「選択必修科目」を主要授業科目と位置づける。主要授業科目には、教員免許を取得するために必要な教科を含めているため、学生は教員免許の取得及び卒業要件を満たす科目として認識することができ、複雑な履修条件をシンプルに示すことが可能になる。

（６）単位時間数について

授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法（講義、演習、実験、実習又は実技の授業）に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲での授業をもって1単位とする。

（７）1年間の授業時間及び各授業科目の授業期間について

1時限の授業の標準時間は90分とし、1学年の学期区分は前学期及び後学期からなる2学期とし、各学期の授業期間は15週とすることにより、十分な教育効果を確保する。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法、履修指導方法

本課程では、人材養成目的及び教育上の目的、学位授与の方針、教育課程編成の方針を踏まえて教育課程を編成し、科目区分ごとの教育方法、履修指導方法については以下のように設定する。

1～2年次には、本学が定める7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）を目的とした教養教育科目を履修させる。大学生活の基礎となるリテラシーを身につけさせるため、外国語科目や情報科目は必修とされている。また、教養教育科目のうち、リベラルアーツ科目については、人文社会科学系・自然科学系・生命科学系の諸学問にバランス良く触れることができるパッケージ制が導入されており、1科目あたりの受講者数が概ね160名以内となるよう工夫されている。

これと並行し、「教育の基礎的理解に関する科目」、「養護に関する科目及び教科の指導法に関する科目」等については、1年次から順次開講し、教育実習（主として3年次に実施）を中心とする「教育実践に関する科目」における実践に必要な知見と技能を習得させる。

「教育の基礎的理解に関する科目」など、受講者が大人数となるコース共通の必修の講義については、2クラス設置し、1クラスの人数が概ね120名以内になるようにする。また、講義形式の授業においても、授業内容において実践事例を取り上げ、グループワーク、プレゼンテーションなどのアクティブラーニングの手法を取り入れるなど、理論と実践の往還を促す工夫をする。

「養護に関する科目及び教科の指導法に関する科目」等の専門教育科目では、目指す人材養成のために講義、演習、実習、実験等を行うが、理論と実践の往還や技能習得のため、教員と学生との双方向的なやり取りを重視し、それを可能にする学生数とする。3年次後学期以降の専門教育科目では、教育実習における実践についての省察や4年間の学びの総括としての卒業論文研究を行う。

「教育実践に関する科目」については、1年次には実践への導入に当たる1年次教育実習、2年次には授業実践を観察する2年次教育実習を行い、附属学校及び連携協力校等において実施される3年次及び4年次の教育実習・養護実習及び副免許取得に関わる4年次教育実習につなげる。また、4年次後学期には、教職実践演習において教育実践に関する学びの省察を行う。

以上のような一連の学びについては、2年次と3年次の終了時と4年次の教職実践演習の履修前に学生個人で省察し、履修カルテに記入する。そして、理論と実践の往還を促すという観点から、各学生の担当教員が履修カルテの内容に関する評価と助言を行う。

（２）卒業要件

卒業要件は、本学における教養教育の履修単位数と養護教諭免許取得に必要な単位数に加えて、大学が独自に設定する科目、課程の専門性の育成に必要な科目および卒業論文研究等の単位数を加えた 124 単位とする。

① 教養教育科目：教養教育科目 27 単位以上

- 1) 基礎科目 11 単位
- 2) 教養科目 13 単位以上
- 3) 教職科目 3 単位

② 専門教育科目：97 単位以上

- 1) 教育の基礎的理解に関する科目等 35 単位
- 2) 養護に関する科目及び教科の指導法に関する科目 41 単位
- 3) 自由選択科目 15 単位
- 4) 卒業研究 6 単位

（３）履修モデル

履修モデルは、本課程のカリキュラムを基本とし、必要に応じ、他課程のカリキュラムを組み合わせたものとする。

【資料５：履修モデル】

（４）教育の質、カリキュラムの体系を担保するための制度

本課程では、単位の実質化を図るため、教養教育科目について、履修登録の上限を前学期 8 単位、後学期は前学期修得単位数を含め 16 単位とする。専門教育については、小・中一貫教育等に対応した複数免許の取得を促進する必要があることや、理論と実践の往還の実現のため教育実習を早期化する計画であることから、一律に履修科目の登録上限を設ける代わりに、修得単位数や GPA を目安として、履修科目数に見合った学修時間が確保されていない可能性がある学生をリストアップし、指導教員による個別指導を行うことにより、履修科目数の適正化及び学修時間の確保に努める。

（５）他大学における授業科目の履修について

教育上有益と認めるときは、学生が他大学において履修した授業科目について、60 単位を超えない範囲で修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。専門教育に係る単位において、当該単位は専門科目の選択科目として位置づける。

（６）留学生における対応について

留学生については、本学で外国人留学生の修学及び生活上の支援業務を担う国際教育課

及び人社・教育系事務課が在籍管理を行い、本課程で専ら管理運営を担う教員が入学後の履修指導、生活指導等を行う。その他に留学生にチューターを配置し、生活相談や履修相談に対応する。

6. 実習の具体的計画

(1) 教育実習

ア 実習の目的

子どもの体と心の健康教育・管理を行い、それぞれの子どもの状態・事情に応じた発育・発達の支援を行うことができる教員、各学校・地域の事情や、感染症の流行などの健康問題の発生に応じて、実態を調査し、対策や指導計画を立案することができる教員、他の教員とは異なる養護教諭としての専門性にに基づき、心身の健康に問題を持つ児童・生徒等に対して指導を行うことができる教員、学校保健活動の中心となる保健室を運営し、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担う教員を養成する。

イ 実習先の確保の状況

実習先は、実習施設一覧【資料 6】及び受入承諾書【資料 7】のとおり確保されている。

本学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校では、1 年次から 4 年次までの教育実習（観察実習、副免実習を含む附属校実習）を実施する。

熊本市内及び熊本市外（熊本県内及び熊本県外）の公立小・中学校では、3 年次の協力校実習を実施する。

熊本市内の公立小・中学校については、学校の規模等に応じ、協力校実習のため 1 校あたり 1～10 名程度を配当する。

熊本市外（熊本県内及び熊本県外）の公立小・中学校については、実習生が希望する場合に受け入れを依頼する。本学からは遠隔地となる場合があるが、実習生の希望に基づき、自宅等から通うことのできる学校に配当する。

各校の受入可能人数は、毎年度、教員配置や他大学からの実習生の受入状況等により異なる。年度毎の受入可能人数については、熊本市立小学校については「熊本市小学校長会」、熊本市立中学校については「熊本市立中学校・熊本地区大学教育実習連絡協議会」、熊本市外の小・中学校については熊本県教育委員会等に調整を依頼する。

ウ 実習先との契約内容

実習生の受入校については、教育実習に係る「内諾書」や「依頼書」を送付の上、「教育実習に関する申し合わせ」に基づき、教育実習を実施する。

エ 実習水準の確保の方策

評価基準を項目毎に明記した成績評価票【資料 8】を事前に実習校へ送付し、評価票に沿った実習及び評価を依頼する。

オ 実習先との連携体制

本学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校からは、毎月の教育実習委員会に委員が出席し、教育実習に関する協議に参加している。

熊本市立小学校に関しては「熊本市立小学校長会」に配当人数等の調整を依頼する。

熊本市立中学校については「熊本市立中学校・熊本地区大学教育実習連絡協議会」に実習に関する連絡調整を依頼する。実習前後の時期に会合を開き、実習前の確認事項や実習後の反省等を行う。

市外の協力校に対しては、熊本県教育委員会等を通じて実習前の連絡・調整等を依頼する。実習後は打ち合わせにより今後の改善事項等について協議する。

また、本学部において協力校及び附属校園関係者と「教育実習反省会」、「教育実習運営協議会」を開催し、反省点及び今後の改善等について協議する。

実習期間中には、担当教員を各校に割り当て、協力校及び附属校園との連絡調整役とする。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

保険に加入しておくこと、教育実習前に健康診断及び麻疹（はしか）の抗体検査とワクチン接種を受けておくことを指導、確認する。

冬季の教育実習等参加学生については、インフルエンザ予防接種を受けることとする。個人情報保護については、実習生は児童や保護者に自分の携帯電話番号やメールアドレス等を教えたり、児童や保護者の携帯電話番号やメールアドレス等を尋ねたりしないこと、実習終了後も児童との個人的な交流をしないこと、また、実習生は児童の写真を撮影したりしないこととする。また、実習期間中、終了後に関わらず、教員としての守秘義務に従い、実習で知り得た児童・生徒の情報や学校での写真等を SNS 等に掲載するなど、児童の個人情報の流布にあたる行為は禁止する。

これらについては教育実習ガイドブックに記載し、オリエンテーション等で指導する。

キ 事前・事後における指導計画

実習前には全体オリエンテーション及び個別の事前指導により、実習前の学生の状況確認や心構え・注意事項等の指導を行う。また、実習先と実習生とのあいだで事前打ち合わせを行うこととする。実習後には事後指導を行い、実習の振り返りをさせる。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

附属校園における教育実習については、教育実習委員を割り当て、巡回指導を行う。協

力校実習については、本学部教員全員に複数校を割り当てる。

実習先が遠隔地となる市外実習については、可能な限り研究授業等の際に協力校を訪問することとし、困難な場合には電話等により状況確認を行う。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

本学部附属幼稚園・小学校・中学校、特別支援学校においては、各校の教育実習委員が中心となり、担当教諭を配置し、実習生の指導を行う。

協力校においては、各校の校長・教頭及び実習担当教員が中心となり、担当教諭を配置し、実習生の指導や大学との連絡を行う。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

本学が提示する成績評価票により実習校に評価を依頼する。1～4年次までの教育実習及び事前・事後指導の成績及び出勤状況を総合的に判定して成績判定を行う。成績判定については、教育学部教授会で承認された基準に基づいて行い、判定結果は事前に各講座に確認を依頼し、教育実習委員会で審議・承認の上、教授会の承認を求めるものとする。

(2) 臨床実習

ア 実習の目的

本課程では、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、臨床実習では、次の能力を獲得させることを目的とする。

- ・発達途上にある子どもたちの体と心の問題に対して、専門的な立場から理解し、実践的に対応・指導できる。
- ・健康管理、健康教育、健康相談活動に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し、解決するために活用できる。
- ・子どもたちの体と心の諸問題を広い視野で多面的に捉え問題を解決することができる。
- ・学校内外の人たちと協働するコミュニケーション能力を身につけることができる。

また、臨床実習の目標としては、具体的に以下のことを掲げる。

- ・人間の発育発達および様々な健康レベルを理解できる
- ・人間の発育発達および健康に関する課題を理解できる
- ・学校の連携先としての保健・医療・福祉の役割を理解できる
- ・発育発達や健康に関する課題を持つ子どもと彼らの生活の場を理解できる
- ・養護教諭として必要な基本的技能（看護、コミュニケーション等）を習得できる

イ 実習先の確保の状況

臨床実習の実習先は、実習施設一覧は以下の2施設であり、受入承諾書【資料9】のとおりに確保されている。

- ・熊本大学病院 熊本市中央区本荘 1-1-1
臨床実習Ⅰ 受け入れ可能人数 約 30 名
- ・くまもと江津湖療育医療センター 熊本市東区画図町重富 575
臨床実習Ⅱ 受け入れ可能人数 約 30 名

ウ 実習先との契約内容

実習先である熊本大学病院における実習申請手続きを実習開始 1 か月前までに済ませ、承諾を得て実習を行う。実習前オリエンテーションの実施、実習前感染症対策の実施、守秘義務に関する誓約等が求められている。また以下の必要書類を提出することで実施が承諾される。

- ・依頼文書
- ・実習に関する誓約書
- ・実習前オリエンテーション実施に関する完了証明書
- ・感染管理対策の証明書
- ・実習中の感染管理計画・スケジュール・学生病棟配置表
- ・参加者名簿
- ・実習計画書（実習カリキュラム）

2 週間にわたる病棟実習を行い、8 グループの学生が、1 週ずつ異なる病棟 2 か所で実習を行う。病棟実習対象は 8 病棟である。

その他、学生によるインシデントやアクシデントが発生してしまった場合、速やかに学生本人から担当看護師および看護師長、大学教員に報告させ、看護部へは看護師長および大学教員から報告することで対応することを看護部と合意している。

- 1 臨床・臨地実習において日誌、カンファレンスノート、レポート、メモ帳等に患者様の個人情報を入力することになるが、記入方法については患者様が特定されないよう十分に配慮を行う。
- 2 日誌等の作成に当たって個人情報保護に関する施設の方針を優先する。
- 3 実習中に知り得た個人情報は、実習中はもちろんのこと、実習が終了しても情報を漏洩しない。
- 4 実習中に行う院内での全体カンファレンスにおいても、患者様が特定されないように配慮する。また実習中に入手したり作成したりした資料は、実習終了後にシュレッダー処理する。
- 5 実習で使用するソフトウェアについては、これを適正に使用し、違法コピー等の不正な行為はしない。
- 6 私物 PC を持ち込む場合、及び個人情報保存のために USB メモリ等の外部記録媒体を

使用する場合は、施設所属長等の許可を得る。外部記録媒体を使用する場合は、強制暗号化機能付を用いるか、暗号化・匿名化する。

その他に、実習前オリエンテーションにおいて、以下に挙げるような個人情報保護に関する具体的な指導を行う。

- ・患者の氏名の代わりにランダムなアルファベットを用いる
- ・電子カルテ類の閲覧は、病棟師長の指示に従い、必ずスタッフと一緒に閲覧する。
- ・実習に関する資料やメモ帳、ノートの管理は各自が責任を持ち、所属・氏名・学科連絡先を記入し、紛失しないようにする。
- ・実習終了後は、メモ帳や患者情報にかかわる資料類はすべて提出しシュレッダー処理を行う。
- ・実習内容は、実習施設内または学内で第三者が存在しない環境でのみ共有する。SNS では絶対に取り上げない。
- ・控室および病棟では一定の場所で資料類を保管し、カンファレンスルームやトイレ、ロッカー室等での置き忘れに注意する。
- ・個人情報に関わる資料および記録物の紛失事故が発生した場合、速やかに、実習病棟の看護師長および大学担当教員へ報告するとともに報告書を作成し、事後処理にあたる。

<事故防止・安全管理>

本実習は見学が主であるが、日常生活援助への一部参加、バイタルサイン測定、観察、配膳は学生が行うため、インシデント及びアクシデントの防止に努めなければならない。具体的には実習中に起こりやすいインシデントやアクシデントを具体的に示し、事前のオリエンテーションで指導する。

学生によるインシデントやアクシデントが発生してしまった場合、いずれの施設においても、速やかに学生本人から担当看護師および看護師長、大学教員に報告させる。看護部へは看護師長および大学教員から報告する。

再発防止のため、インシデントやアクシデントが発生した時の状況を学生と教員と一緒に振り返り、何が原因であったか、今後再発を防止するためにはどうしたらよいかを確認する。

エ 実習水準の確保の方策

学生によって実習する病棟が異なるため、学びの水準を確保するために、事前に各病棟師長と実習目標等を説明し、実際指導に当たるスタッフとも共有してもらうよう依頼する。また、実習終了後に看護部より実習病棟の師長やスタッフへのアンケートを実施してもらい、病棟間での差異がないか確認できるようにする。

オ 実習先との連携体制

大学担当教員と看護部および病棟師長と事前打ち合わせを行う。また、大学担当教員が巡回指導を行うため、1 回/日、各病棟師長と対面する機会を設け、実習が効果的に行えるようにする。また、大学担当教員が常時病棟にいるわけではないため、いつでも連絡が取れるよう連絡先を伝えておく。実習終了後においては、大学担当教員と看護師長との実習の振り返りを行うとともに、看護部との振り返りの時間を持ってもらい、実習生への大学での事後指導、また次年度以降の実習へと生かす。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

大学病院より推奨されている B 型肝炎ウイルス抗体価スクリーニング検査およびワクチン接種の機会を大学で設けるとともに、義務とされている 4 種感染症対策（麻疹、風疹、ムンプス、水痘）について、入学当初から抗体価検査を大学で実施し、個別の感染症対策指導を行い、実習予定学生全員が条件を満たしたうえで実習に参加できるようにする。また、学生には実習での事故等を保障する学生保険へ加入してもらい、健康診断も義務付けている。さらに冬季の実習参加学生については、インフルエンザ予防接種を推奨している。

個人情報保護については、実習生は実習先入院者に自分の携帯電話番号やメールアドレス等を教えたりしないこと、実習終了後も実習生は実習先入院者との個人的な交流をしないこと、写真を撮影したりしないことを指導する。また、実習期間中、終了後に関わらず、医療スタッフとしての守秘義務に従い、実習で知り得た実習先入院者の情報や写真等を SNS 等に掲載するなど、実習先入院者の個人情報の流布にあたる行為は禁止する。

これらについては実習ハンドブックに記載し、オリエンテーション等で指導する。

キ 事前・事後における指導計画

実習前には複数回にわたるオリエンテーションを実施する。また必要な学生には個別の事前指導を行う。また、実習先担当者による事前の講話、指導を行うこととする。これらにより、実習参加予定学生の心身および学術的なレディネスを高める。実習後には事後指導を行い、実習での学びの共有および振り返りをさせる。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

病棟実習中は、毎日、担当教員が巡回指導を行う。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

各実習病棟において、看護師長、実習指導者だけでなく、日々の担当看護師を決めてもらい、学生指導にあたってもらう。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

大学で、実習目標に応じた実習評価票を作成し、個々の学生に1回/週自己評価をしてもらう。最終的には、病棟の看護師長や実習指導者からの評価および自己評価を参考にして、大学の担当教員間で協議の上、評価および単位認定を行う。

7. 取得可能な資格

1. 養護教諭一種免許状
2. 中学校教諭一種免許状（保健）
3. 高等学校教諭一種免許状（保健）
4. 社会教育士

8. 入学者選抜の概要

国立教員養成学部等の平均教員就職率が65%程度に留まり、少子化により将来的に教員需要の減少期を迎える一方で、教師の長時間勤務、特別な支援を要する子どもや外国につながる子どもへの対応等、増加し続ける様々な課題への対応を求められる中、教員養成の中心的な役割を果たすべき国立教員養成学部等の機能や役割等が改めて問われている。

これら複雑で多様な教育課題に対応するため、熊本大学教育学部は、佐賀大学教育学部と強固に連携し、両大学の強み・特色を生かし、現代社会の複雑で多様な教育課題に挑む「強靱な思考力」と「柔軟な対応力」を兼ね備え、地域社会・国際社会で貢献できる実践的指導力のある教員を養成するため「共同教員養成課程」を設置するのに伴い、子どもたちの体と心の生涯にわたる健康づくりを担うことができる養護教諭を養成するため、熊本大学独自で九州で唯一、国立大学の4年課程に「養護教諭養成課程」を合わせて設置する。

養護教諭養成課程の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、その人材養成の目的及び教育上の目的を踏まえ、以下のとおりとする。

（1）入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

◆求める学生像

養護教諭養成課程では、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭の養成のため、必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的としています。このことを踏まえ、次のような人を広く求めます。

1. 養護教諭を目指す強い意志と情熱を持ち、子どもの心身の発達、健康課題、健康管理、健康教育に関心を有する人
2. 自ら学ぼうとする学習意欲があり、高等学校までの教科（例えば国語・数学・外国語等）の基礎的知識・技能を活用して問題を解決できる能力を持つ人
3. 子どもの教育と社会的活動に幅広い興味と関心を有する人

4. 必要なコミュニケーション能力と協調性を備えている人
5. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人

◆入学者選抜の基本方針

養護教諭養成課程では、大学入学までに身に付けておくことが期待される資質・能力として、心身の健康教育を中心とする子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

(2) 選抜方法

<入試方法>

入学試験は、募集人員（30 人）を一般選抜（前期日程）（22 人）及び学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）（8 人）に分けて行う。

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月）では、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜が一体となった高大接続改革が謳われており、特に大学入学者選抜においては、「確かな学力」の 3 要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価することが求められている。

本課程では、このような大学入学者選抜改革に対応するため、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、全受験生に対して面接を実施する。

一般選抜（前期日程）では、大学入学共通テストを課すとともに、個別学力検査等で、数学、外国語、面接等を課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職（養護教育）への意欲を総合的に評価し、選抜を行う。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価する。

学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）では、大学入学共通テストを課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能を評価するとともに、調査書や推薦書等を参考にしながら、養護教育の特性を踏まえた面接を実施し、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職（養護教育）への意欲を総合的に評価し、選抜を行う。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価する。

総合型選抜（私費外国人留学生入試）では、日本学生支援機構が実施する日本留学試験を課すとともに、個別学力検査等で数学、外国語、面接等を課し、各教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職（養護教育）への意欲を総合的に評価し、選抜を行う。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価する。

各選抜方法とアドミッション・ポリシーとの関係性は下表のとおりである。

※ 各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重、○：大きい比重）

評価観点 入試区分	学力の3要素			求める人材像 (アドミッション・ポリシー)			
	知識・技能 (基礎学力)	思考力、 判断力、 表現力	主体性、 多様性、 協働性	教員を目指す意志、教育に関わる問題解決への意欲	学習意欲、問題を解決できる能力	教育と社会的活動への興味・関心	コミュニケーション能力、協調性
一般選抜（前期日程）	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
総合型選抜Ⅰ （私費外国人留学生入試）	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選抜Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

9. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

（1）教員組織編制の基本的な考え方

本学教育学部の教員は、養護教諭養成課程のほか、共同教員養成課程、附属教育実践総合センター、本学に付置されている特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科を含め各分野・講座に所属している。養護教諭養成課程には、大学設置基準及び教職課程認定基準に照らして必要な教員数を充足するため、設置時（令和8（2026）年4月）に9名（教授5名、准教授3名、講師1名）、完成年度時（令和12（2030）年3月）には2名の定年退職により7名（教授4名、准教授3名）の基幹教員を配置する。本学の規定（国立大学法人熊本大学職員就業規則第21条）【資料10】により、教員の定年は65歳と定められており、完成年度前に、定年規定に定める退職年齢を超える基幹教員数の割合が高いことを踏まえ、次項の「（2）基幹教員の配置」において教員組織編制の将来構想を明示する。

改組後、教育及び研究の質を維持するため、本学部では、国立大学法人熊本大学教員選考基準【資料11】及び大学により承認された教育学部及び教育学研究科の教員選考基準【資料12】に基づく教員人事を行う。教員選考基準は、本学部が多様な専門分野（教育学系、人文社会科学系、自然科学系、生命科学系、芸術・スポーツ系など）の教員の協働により支えられていること、研究力に加え、学校教育の現場での実務経験を有する教員を可能な限り多く確保する必要があることなどに配慮したものとなっている。教員人事は、各講座からの要請を踏まえ、学部長のイニシアティブの下、教員の所属先（研究科又は研究部）及び大学との協議に基づき、当該部局に選考委員会を設置するという形で実施される。

（２）基幹教員の配置

本課程の基幹教員全員が教育上主要と認める授業科目を担当し、本課程の教育課程における中心的な役割を担う。

また、本課程の基幹教員配置については、前述のとおり開設時（令和８年４月）において以下の９名を予定しており、完成年度時（令和１２年３月）では、定年退職によって教授４名、准教授３名合計７名となる。

大学設置基準上、必要となる基幹教員数（６名（うち教授３名））を満たすものの、定年規定に定める退職年齢を超える基幹教員数の割合が高いことを踏まえ、学生の教育研究指導等の管理運営体制並びに教職課程認定の安定的維持のため、完成年度後は３名の教員を補充する計画である。

養護教諭は医学的看護的素養を有した教育職員として、子供の心身の健康の保持増進や成長発達を支援し自己実現に寄与する教育者である点が特徴的であり、養護教諭養成課程は医学・看護学と教育学の両面を複合したカリキュラムで構成される。

教育学の面については、本学教育学部他課程の教職領域の専門性の高い教員が教育にあたることが可能であるが、医学・看護学の面については本課程の特色として教員の確保及び教育内容の高度化・充実化を図る必要がある。

補充する教員３名については、本課程の基礎医科学、臨床医科学及び看護学において重要な解剖学、生理学、衛生学、臨床実習、看護学実習等の授業を担当しうる医学・看護学の専門性の高い教員を補充し、医療者的な側面と教育者的な側面をバランスよく身に付けられる教員組織編制とする。

なお、教員補充にあたっては完成年度以降の本課程の持続可能な運営並びに長期的な発展を見据え、在職教員の年齢・職位構成を考慮した組織編制となるように進める。

（表省略）

（３）基幹教員の年齢構成

基幹教員の年齢構成について、開設時は 50 代 4 名、60 代 5 名の計 9 名、完成年度時は 50 代 3 名、60 代 4 名の計 7 名である。前述の「（２）基幹教員の配置」で示したとおり、完成年度後は 3 名を補充し、教育研究の継承や教育研究水準の維持向上及びその活性化に支障が生じないように、在職教員の年齢・職位構成を考慮した教員組織を編制する計画である。

（４）教員及び事務職員等の協働や組織的な連携体制

教員の教育研究活動等の運営や厚生補導等が組織的かつ効果的に行うための事務支援体制として、教育研究支援部人社・教育系事務課（教育実習については、学生支援部教育支援課）を設置し、総務に関すること、教務に関すること及び教育実習に関することについて、教員と事務職員との間で頻繁に丁寧な意思疎通を図りながら、各種会議・委員会を運営することで円滑に業務運営を遂行している。

（５）実務家教員について

本課程における開設時（令和 8 年 4 月 1 日現在）のおおむね 5 年以上の実務の経験を有する教員は 3 人で基幹教員の 33.3%を占めている。また、実務家教員の選考にあっては、熊本大学教育学部及び教育学研究科教員選考基準に定めるとおり、学校現場における特定分野の教育実践について、特に優れた知識及び経験を評価するものとし、実務経験を重視している。なお、指導法の授業は実務家教員が主に担当している。

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

熊本大学では、教育組織（教育学部）と教員組織を分離して、相互の柔軟な連携を図っている。

教育学部の教育を担当する基幹教員は、大学院教育学研究科、大学院人文科学研究部、大学院先端科学研究部及び大学院生命科学研究部にそれぞれ所属し、各領域に関する研究を実施している。本研究は、教員養成に関わる高度な学術研究の中核としての機能を高め、多様な教育課題に関する創造的な学術研究を積極的に推進すると共に、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究活動を行うことにより、学校教育及び地域社会の発展に寄与することを目的とし、人文科学系、自然科学系、社会科学系、芸術系・実技系など多岐にわたる専門分野によって構成されており、教員養成に関わる教職専門、教科教育、教科専門の研究として、教育方法、教育制度、カリキュラム開発、教科指導等に関する理論的・実践的研究を有機的・総合的に推進することを特徴としている。

また、全学の研究サポート・マネジメント体制を構築し、本学の研究力を高めると共に地

域課題解決に貢献すべく、令和 8 年 4 月に研究開発戦略本部を設置した。なお、当該本部に学術研究企画部門を設置し、URA を中心とした以下の研究支援業務により、基盤的研究力及び特色のある分野の研究力向上の取組を行っている。

- ・研究力の調査・分析
- ・研究戦略の企画・立案
- ・国際共同研究拠点等への支援
- ・科学研究費助成事業申請に係る各種支援
- ・科学研究費助成事業以外の競争的資金に係る申請支援
- ・民間企業等との共同研究、受託研究に関すること
- ・知的財産の権利化および運営に関すること
- ・研究広報に関すること
- ・テニユアトラック事業に関すること
- ・研究活動に係る不正防止に関すること

この他、本学における教育・研究の強化促進に向けて、全学的な教育研究支援体制の強化を目的として当該本部に技術部門を設置し、専門技術及び相互の連携によって、効果的・効率的に業務を推進し、実験・実習や研究支援をはじめ、全学の安全管理、学内 LAN や情報セキュリティ、特殊設備や施設の管理、専門技術による加工・分析・評価など精力的に取り組んでいる。

1 1. 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

本養護教諭養成課程の主要な利用施設としては、熊本大学黒髪北地区の黒髪北 E 8（教育学部東教室）、黒髪北 N 9（教育学部西棟）、黒髪北 N 10（教育学部本館）、黒髪北 N 11（教育学部東棟及び教育学部窯業実習室）、黒髪北 N 7（教育学部音楽棟）、黒髪北 N 8（教育学部実習工場）、京町地区の附属教育実践総合センター等を使用する。その他、全学共用施設として、熊本大学グラウンド（陸上競技場、サッカー場、ラグビー場）、熊本大学体育館（第 1、第 2、武道場）、プール、テニスコートの他、熊本大学附属図書館中央館（ラーニングコモンズ、グループ学修室等）を共同利用する。教養教育については、黒髪北 E 1（全学教育棟）の各教室を主に使用する。

【資料 13：熊本大学黒髪北地区配置図】

イ 校舎等施設の整備計画

本養護教諭養成課程の専門教育科目については、履修者数や実施形態に応じ、教育学部各棟の講義室（1-A～5-A 講義室（61 m² 45 名収容～235 m² 264 名収容））や小規模演習

室、各講座の演習室、実験室等で実施する。

【資料 14：熊本大学教育学部利用教室等配置図】

このうち、学部で共同管理している 21 教室について、音響機器、プロジェクター、スクリーン、DVD 等の設置状況は【資料 14】（再掲）に示すとおりである。

大規模・中規模教室での講義以外に、学生が少人数グループでお互いの意見を自由に言い合い、新たな価値を持った考えを練り上げ、共創しながら深い学びを実現して行く学修環境を整える必要がある。そのため、学部で共同管理している小規模教室 5 室（【資料 14】（再掲）のピンク色網掛け部分。小・中学校の教室を模した模擬授業教室 2 室を含む）以外に、各講座で管理している小規模教室（【資料 14】（再掲）の緑色網掛け部分）や全学共用スペースとなっている小規模教室 6 室（【資料 14】（再掲）の黄色網掛け部分）も必要に応じ活用する。

これらの教室では不足する場合には、黒髪北 E 1（全学教育棟）や文学部・法学部等の講義室を使用することも可能である。以上の施設・設備により、本学部の開講科目は十分実施可能である。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

教育学部・教育学研究科の各講座図書室・資料室所蔵の教育関係図書（5 万冊以上）、『教育と医学』、『学校保健統計』、『こども白書』、『学校保健の動向』等の学術雑誌（1300 種類以上）が随時活用可能である。加えて、同一のキャンパスにある熊本大学附属図書館（中央館）の所蔵図書（100 万冊以上）、雑誌（15,000 種類以上）、電子ジャーナル（16,000 件以上）も利用可能である。このほか、Web of Science や Scopus など、研究推進に必須の情報を取得するための主要なデータベースに関しても、全学から Web 経由で利用することが可能である。中央館においては、学生・教職員は 630 席、88 台の PC を使用して以上の書籍やデータベース等の利用し、講義等の課題に取り組むことができる環境を整備している。

1 2. 管理運営

（1）教授会

本学部では、熊本大学教授会規則【資料 15】及び熊本大学教育学部教授会規則【資料 16】に則り、毎月第 2 水曜日に定例教授会、必要に応じ臨時教授会を開催し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他の教育研究に関する重要事項について審議し、学長又は学部長に意見を述べることとしている。

教授会構成員は、教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の教育課程の運営に携わる専任の教授、准教授及び講師であり、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

審議事項としては、各種委員会から提案される、教務に関する事項、教育実習に関する事項、学生の厚生・就職に関する事項、教育・研究活動の推進に関する事項、入学試験に関する事項、予算・施設に関する事項、国際交流に関する事項、紀要編集に関する事項、人権教育に関する事項等に加え、教育学部・教育学研究科運営会議や教員人事・業績評価委員会等から提案される規則改正や将来構想に関する事項、教員人事に関する事項等が取り扱われる。

（２）各種委員会等

教授会の下に組織される教務委員会、入学試験委員会、厚生・就職委員会等の担当組織【資料 17】において、協議会及び運営会議の議を受けて、基本的に毎月 1 回の開催による審議を基に、それぞれの業務を遂行する。また、定期的に前述の各専門部会を開催し、運営方針、年次計画等についての協議を行い、連携・協力して取り組むこととする。

（３）講座会議

教育学部では、講座所属教員で構成する講座会議において、入学、卒業及び学位授与について上記各委員会等での審議前に審議を行っている。

1 3. 自己点検・評価

（１）実施方法

本学は、国立大学法人熊本大学基本規則第 10 条に「本法人は、その教育研究水準の向上を図り、法人の目的及び社会的使命を達成するため、法人における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行う。」ことを規定している。これに基づき、「国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則」【資料 18】を策定して、本学が行う自己点検・評価の目的、自己点検・評価の種類、自己点検・評価の実施、自己点検・評価結果に基づく改善、自己点検・評価結果の公表について定め、大学公式 Web サイトに掲載して、本規則に沿って自己点検・評価を実施している。

（２）実施体制

上述の「国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則」において、学長を統括責任者とし、推進責任者を評価領域ごとに定めている。また、教育の内部質保証に関する中核となる会議として、評価担当理事を議長とし、自己点検・評価推進責任者及び各部局の副部局長等で構成する国立大学法人熊本大学大学評価会議（以下、「大学評価会議」という。）を置き、自己点検・評価を実施している。

【資料 19：国立大学法人熊本大学大学評価会議規則】

教育の内部質保証は、教育、設備（ICT）、設備（図書）、学生支援、入学者受入の区分毎に、内部質保証を担当する「推進責任者」及び所管する委員会等を定めている。また、各学部長及び各教育部長、研究科長を教育課程毎の教育の内部質保証の「実施責任者」として位置付け、実施責任者は、推進責任者と連携し、各教育課程における教育の内部質保証に関し必要な活動を行う。

【資料 18：国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則】（再掲）

（３）評価項目等

自己点検・評価の対象とする領域、推進責任者、所管会議等は次の表のとおりとなっている。

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者 受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

【資料 18：国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則】（再掲）

（４）結果の活用・公表

推進責任者は、自己点検・評価結果と評価結果に基づく改善策を大学評価会議に報告し、大学評価会議において内容の確認及び検証を行う。その結果を、学長に報告し、改善策を決定して、大学として改善を進める体制となっている。

なお、自己点検・評価の結果については、大学公式 Web サイトで公表し、その公表を通して、社会への説明責任を果たしている。

【熊本大学における自己点検・評価】

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>

14. 情報の公表

本学では、教育・研究と地域連携の成果発信を強化し、成果の社会への還元を実現するとともに、本学への社会的評価を向上させ、さらには情報の公表を通じて透明性の高い大学運営を行い、大学に対する社会の信頼度を高めるため、大学公式 web サイト等を通じた情報の発信を行っている。大学公式 web サイトにより、本学の理念・目的、中期目標・中期計画など、本学の方向性を発信するとともに、教育情報の公表を行っている。教育情報の公表内容は、次のとおりである。

1) 教育研究情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）

- ・大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）に関すること
- ・教育研究上の基本組織に関すること
- ・教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ・入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kyoikujyoho>

2) その他

- ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ・学位論文に係る評価に当たっての基準

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kyoikujyoho>

- ・学則等各種規程

※掲載先 <http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/>

- ・設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

※掲載先 https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/jouhoukoukai/setti_joho

- ・自己点検・評価報告書

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>

- ・ 認証評価の結果

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/jebgpe>

- ・ 教職大学院における組織的な連携

※掲載先

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/torikumi/soshikirenkei/daigakuin#kyouikugakukenkkyu>

1 5. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、「熊本大学 FD 憲章」を定め、熊本大学における FD の定義を「本学の教育理念・目的を実現するために、教員、職員、ティーチング・アシスタントなど、教育に関わるすべての者が取り組む、教育の内容・方法及び支援に関する資質・職能の開発とする。」とし、「熊本大学における FD 活動は、本学において教育に関わる者の使命として、学生や大学院生の人間的及び学問的成長のために何ができるのかを常に考え続け、機会を捉えて国内外の新しい知見に学び、よりよい高等教育を提供するための自発的な取り組みを継続することとする。」とする理念を掲げている。

【資料: 熊本大学 FD 憲章】

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/torikumi/fd>

本 FD 憲章の下、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会【資料 20】において全学的に進められる FD 活動の指針に基づき、各部局で各年度の FD 活動計画を作成し、年度末に FD 活動の報告書を作成・公開している。教育学部では、教育・研究活動推進委員会が FD 活動の計画、推進、評価を担当している。教育内容等の改善を図るための組織的な研修等としては、以下の取り組みを行っている。

①授業参観等、教員相互の授業評価：

毎年 3～4 件の授業を対象にした授業公開と参加した教員による協議を行い、その結果をまとめた報告書を作成して公開している。

②シラバスチェック：

毎年、各教員 1 科目以上のシラバスを対象にして、その記載内容の適切性を教育・研究活動推進委員会内に設置したワーキンググループが評価している。評価の結果は報告書にまとめて公開している。

③授業改善のためのアンケートの実施：

熊本大学が設置している授業改善アンケートシステムを用いて学生が各授業科目に対する評価を行い、教員はその評価結果に対するコメントを記載して公表している。

④授業改善のためのアンケートに関する分析：

前年度に実施された授業改善のためのアンケートの結果を教育・研究活動推進委員会に

において分析し、学部全体としての授業改善の動向や課題を評価している。分析結果は報告書にまとめて公開している。

⑤教育・研究活動交流会の実施：

毎年2回、学部教員による教育および研究活動に関する講演を実施している。教育活動については、ICTの活用、特別な配慮が必要な学生への対応など多くの授業に共通するテーマを選択して実施している。

⑥成績評価データの確認：

過去5年間の成績評価分布状況について、講座等で確認を行い、今後の改善目標等を報告している。

以上のほか、教育・研究活動推進委員会が中心となって、卒業（修了）生アンケートおよび卒業（修了）予定者アンケートの分析、学修成果可視化システムASOの活用の奨励などを行い、教育内容、授業方法、カリキュラム、実施体制等の改善に反映するような取り組みを進めている。

また、事務職員については、人材育成の具体的手段として、全学的に次のとおり研修を実施している。

・共通研修

職員が職務を遂行するに当たり共通的に必要と考えられるスキル等を習得させる研修（ビジネスマナー研修、語学研修等）

・階層別研修

採用年次、職位階層ごとに実施し、当該年次又は階層に共通して必要となるスキル等を習得させる研修（新採用職員研修、採用2年次職員フォローアップ研修、係長級研修等）

・固有研修

職員が担当する業務分野において、理解を深め事務処理能力の向上を図る研修（会計実務研修、人事業務研修、学務系研修等）

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

ア 教育課程内の取組について

本大学では、「社会に対する幅広い関心を持ち、人々や社会との関わりの中で自分を見つめ、市民や職業人として必要なコミュニケーション能力、倫理観を身に付け、将来進むべき道を探求し、社会に貢献する意欲を持つ」ことを「社会的実践力」ととらえ、学士課程教育に期待される学修成果4に位置づけ、育成に取り組んでいる。

【資料21：熊本大学学士課程教育に期待される学修成果】

教養教育では、入学後の早い段階から自分自身のキャリア形成に興味・関心を持ち、大学生活における目標を見つけることを目的とした「キャリア科目」において、社会的・職

業的自立に関する「社会的実践力」の育成に資する授業を行っている。

この「キャリア科目」では、教育学部厚生・就職委員長がオーガナイザー、教育学部学生支援相談室のアドバイザー（長く公立学校教員・校長や教育行政職を務めた実務家教員）が授業を担当して学校や教職への理解を高める科目（「キャリア科目 17」【資料 22】）を提供している。例年 150 名を超える受講生のうち教育学部の学生が約半数を占め、受講生の学校や教職への関心を高めることに貢献している。

教育学部における学士課程教育（専門教育）は、学校教員等に特化した専門的職業人の養成という目的を持ち、体系性・段階性・個別化（進路への対応）の観点から、理論と実践の往還を実現する教育課程が編成されていることは、カリキュラムツリー【資料 23】に示すとおりである。とくに、熊本大学教育学部では、以下の科目を「教育の基礎的理解に関する科目等」として独自に教育課程に位置づけ、教員養成の質の向上をめざしている。

1 年次：教職実践基礎セミナー【資料 24】

附属学校での教育実習開始前の 1 年次から、教育学部に隣接する公立小中学校での体験活動等を通して、学校や児童生徒の実態を知り、教員になることへの自覚や意欲を高め、実践的指導力の基礎ならびに教職に関する確かな専門性と社会的実践力の基礎を形成することを目的として教育課程に位置づけられた科目である。受講生は、概ね 10 名程度の所属クラス単位でグループ活動（模擬授業や読書会）に取り組むほか、熊本県教育センター指導主事が講師を務める ICT 教育や人権教育の授業を受講し、実践的・基礎的な指導スキルを習得する。さらに、隣接する公立小中学校での体験活動、隣接する小学校の児童と大学生と一緒に競技に参加する教育学部体育祭【資料 25】、熊本県内のいくつかの会場で幼稚園や小学校の児童等を対象に展開されてきた「ものづくりフェア」【資料 26】などのイベントに関心に併せて取り組むことにより、児童生徒や保護者を含む多様な人とかかわる力を高める。1 年次に教育学部体育祭、「ものづくりフェア」等の活動を体験した学生の多くは、2 年次以降も教育課程外の活動として、イベントの企画・運営に関わり、学年を超えた教育学部生の交流とスキルの向上につながっている。

1 年次：熊本・学びの最前線【資料 27】

全国的にも先導的な取組で知られる熊本市の ICT 教育をけん引してきた実務家教員と研究者教員のコラボレーションにより、熊本での ICT 教育の最新事情を学ぶ「熊本・学びの最前線」では、学校現場で活用できるプレゼンテーションに関する知識・技能の獲得と探究活動やプログラミング的思考の育成等に関する演習に取り組む。

2 年次～4 年次：教育実践研究指導法演習【資料 28】

平成 9 年度から熊本市内の公民館、熊本市教育委員会生涯学習課、熊本県生涯学習推進センター等と連携・協力して実施してきた休日等の子どもと関わるボランティア活動を教

育課程内の科目として位置づけ単位化したもの。受講生は、休日に子どもと関わる種々の活動をグループで企画・運営し、小・中学生と一緒に活動に取り組み、地域の活動の中で、子どもの気持ちや行動を理解できるようになることを目指している。学校を離れて、地域において子どもと直接関わる活動に取り組み、その省察を行うことにより、幅広い見地から子ども理解を促す機会となっている。教育学部生が企画・運営する諸活動は、地域の公民館の社会教育主事等からも高い評価を得ている。毎年、事業を管轄する熊本大学教育学部附属教育実践総合センターから実施・成果報告書が作成されている。

3 年次：教育臨床体験演習【資料 29】

熊本市教育委員会との連携事業として 20 年以上にわたって実施されている不登校児童生徒の支援活動「ユア・フレンド事業」を教育課程内に位置づけたもの。近年は、熊本県教育委員会との連携事業としても活動が広がっている。事前研修後、受講生は学校や家庭に派遣されて不登校児童生徒と実際に関わり、教育相談や生徒指導に関して児童生徒の理解と知識・技能の習得を深めることができる。近年、学校現場における不登校児童生徒の増加が顕著であることを背景に、本事業では、学生が実際に不登校児童生徒と関わる活動を通して、将来、教員になった時に求められる不登校児童生徒と関わる資質・能力の獲得を目指している。なお、履修登録は行わず、教育課程外のボランティア活動として、活動を継続する学生も多い。

4 年次：教職実践演習【資料 30】

従前から実施している教職実践演習では、4 年次までの教育実習をふり返り、自らの課題を見つめ、課題解決のための現地調査を計画・実施することにより、それぞれの課題の克服・改善を目指している。熊本市教育委員会との連携事業として、教職実践演習の現地調査を位置づけ、熊本市の優れた教育実践校に足を運んでさまざまな取組を学ぶ活動を行っている。

イ 教育課程外の取組について

① 熊本市教育委員会と連携した教員インターンシップ研修事業【資料 31】

熊本市教育委員会との連携事業として、希望する 4 年次生を熊本市内の学校にインターン（研修生）として受け入れていただき、学級担任や授業、諸行事等の補助を行う活動等に従事し、学級経営、生徒指導等の幅広い実践を学んだり、子どもとのふれあいを通して子どもに対する理解を深めたり、学校内の様々な業務を経験することで、教員に求められる業務を円滑に進める力を身に付けたりするなどの活動の場を提供していただいている。インターン受入れ校にも好評を得ている。

② 教育学部厚生・就職委員会における就職支援の取組

熊本大学教育学部厚生・就職委員会では、教職を目指す学生向けの就職支援の取組として、1 年次学生（新入生）を対象に、入学式・入部式後の新入生ガイダンスにおいて、熊本大学教育学部における就職支援の取組の紹介【資料 32】、2・3 年次学生を対象とする教員採用試験対策講座【資料 33】、4 年次学生を対象とする教員採用試験対策講座【資料 34】を実施している。教員採用試験対策講座では、永年、熊本県・市の公立学校で教員・校長等を勤めた経験豊富な学生支援相談室のアドバイザーや教職大学院の実務家教員が講師を務め、求められる教師像についての講義や面接の指導を受けることができる。また、学生支援相談室の隣に整備された模擬授業教室では、学生支援相談室のアドバイザーから魅力的な授業づくりのアドバイスを受けることができる。さらに、入学式・入部式当日や教育学部後援会総会等の機会を捉えて、教育学部生の保護者にも、厚生・就職委員会の就職支援のための諸取組について説明の機会を設けている。

③ 教育学部同窓会と連携する取組

熊本大学教育学部同窓会（主催）、教育学部（共催）で毎年開催されている「教職フォーラム」【資料 35】では、永年教職にあった先輩同窓会員の講演会・若い同窓会員（教員）と教育学部生との交流の機会が提供されている。教員養成学部においても教員離れが指摘される中、同窓会と連携して教職の魅力を教育学部生に伝え、若手教員との交流や率直な意見交換の機会を設けることにより、教員になることへの不安を解消するなどの効果が期待されている。

ウ 適切な体制の整備について

① 熊本大学教育学部における指導体制

・教育学部厚生・就職委員会

熊本大学教育学部では、厚生・就職委員会【資料 36】を設置し、課程外の実践活動及び学生の就職支援に関する専門委員会として、関連する事項の審議にあたり、全教員との協力の下、学生指導の中心的役割を果たしている。厚生・就職委員会における就職支援に関する情報（学生支援室について、教員採用試験対策講座、学生の自主学習を支援する取組、大学推薦や教採説明会の実施、教員採用試験対策ハンドブックや教材情報等）は、熊本大学が運用している e-learning システム Moodle に専用の学習コースを設け、教育学部生なら誰でもいつでもシステムを利用して情報を得ることができる。

・学生支援相談室

熊本大学教育学部では、学生の進路指導等のために「学生支援相談室」【資料 37】を設け、教職経験豊富な相談員（アドバイザー）が常駐し、年間を通して教員採用試験に関する相談や個人面接・集団討論・模擬授業等についての指導が受けられる体制をとっている。さらに、模擬試験問題集や就職関連図書の閲覧、インターネットによる就職情報等のパソコン検索などができる体制も整えている。

② 熊本大学における全学的な指導体制

熊本大学では、大学教育統括管理運営機構の下に進路支援委員会【資料 38】を置き、全学的な学生の就職支援・進路相談等に関する事項を審議する体制をとっている。同委員会には教育学部厚生・就職委員長が委員として加わり、全学的な連携・協力体制のもと、就職支援を行っている。全学的な就職支援の事務を所管する学生支援部就職支援課により、一般企業や公務員試験等を含む就職支援や情報提供が行われている。

【資料 39：熊本大学就活サポートガイド】

また、熊本大学では、令和 4 年度に、大学教育統括管理運営機構に、教職課程の充実や熊本県内の教育行政組織や教職課程を置く他大学等との連携強化、地域における初等中等教育の発展に資すること等を目的とする附属教職総合センターを設置した。その専門委員会である地域連携・教職支援部門専門委員会では、教職に関わる関係機関との連携等に関する事項を審議する体制が構築され、教育学部厚生・就職委員会委員長が委員として加わり、全学的な教職を志望する学生への支援体制を強化した。令和 6 年度は、近年増加する教員採用試験における大学推薦の対象者選考の規則等を全学的に整備した。

【資料 40：熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会細則】

③ 教育委員会との連携体制

・熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議

熊本大学教育学部と熊本市教育委員会は、教育上の諸課題の解決や教員の資質・能力の向上等に連携・協力して取り組むための協定を平成 14 年に締結した【資料 41】。直近の連携協力会議では、熊本大学教育学部学生の教員としての資質向上に関わる諸事業の状況確認、教員養成に関する協議、教員採用試験の状況について情報を共有し、教員養成の質を確保する協力体制を構築している。

・熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会

熊本大学教育学部と熊本県教育委員会は、熊本県教育の発展と教育水準の向上及び教員の資質向上を図るため、教育連絡協議会【資料 42】を設置し、直近の会議では、本学教育学部生が関わる不登校対策の取組や教員採用試験の状況について情報共有した。

・福岡市教育委員会との連携協定

熊本大学では、令和 6 年 2 月に、福岡市教育委員会と教員養成にかかる連携・協力の協定書を締結し【資料 43】、福岡市の教員を志望する学生が、同市で教育実習やボランティア活動等の経験を積み、教員採用へつながる支援体制を充実させた。福岡市と協定を結ぶ大学による教員養成連携協議会において、教員採用試験や大学生が参加できる研修講座等福岡市における教員養成の質を高める取組について情報を共有できるようになった。福岡市教育委員会が連携協定を結ぶ 13 の大学のうち、福岡県以外の大学は本学のみである。